

入院時の食事負担金について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理のもと、適時（夕食については18時以降）・適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

2025年4月1日現在

70歳未満	70歳以上	一食当たりの金額
区分ア	現役並みⅢⅢ	510円 ※指定難病患者等 300円
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	240円
	低所得Ⅰ	100円